

△史料紹介▽

外村与左衛門家所蔵『安政三年 作法記書抄』

仲 村 研

〈史料紹介〉外村与左衛門家所蔵『安政三年 作法記書抄』

安政三年（一八五六）の『作法記書抄』は外村与左衛門家所蔵文書である。この度『作法記書抄』を発見したのは、滋賀県神崎郡五個荘町の町史編纂のための基礎作業中であつた。外村与左衛門家は近江国神崎郡金堂村に出自する、いわゆる典型的な近江商人である。『外与二百七拾年史』によると、外村家が商人としての基礎を立てるのは五代目の与左衛門照敬の時代で、元禄年間に近江麻布を行商したことを出発点とし、現代に至るまで二百九十年の歴史を経過する。基礎が確立してのち、第六代の与左衛門浄秋も先代と同じく上州麻などを仕入れるために天秤棒を肩に富を蓄えていった。以後、第八代

与左衛門得候のときに商勢がより拡張し、上州、信州、奥州へと取引を広げ、京都富小路三条上ルの近江屋長右衛門宅を京店としたが、第九代与左衛門基信の文政五年（一八二二）に京店を柳馬場姉小路下ルに京店を移して独立した店舗を構えた。当初は手代一人、丁稚一人、女中一人の奉公人を雇用したといわれている。天保十三年（一八四二）に第十代の与左衛門応信が相続した。しかし、応信は幼少であるために、第九代の養子で分家した外村市郎兵衛有常を後見として、京店、大坂店の発展に寄与した。

安政三年に制定された『作法記書抄』は、第十代応信

の時代のものである。思うに外村与左衛門家のみならず、一般的に商業経営が安定し、発展の途をたどる段階に、家法、家訓、奉公人に関する規定などが制定される事例が多い。したがって、この『作法記書抄』の成立時期は外村与左衛門家にとって、安定期に入った段階であるとしてよいであろう。

外村与左衛門家の文書については、一九七〇年に京都府の編集・発行になる『老舗と家訓』に一部紹介されている。幕末・維新期の「心得書」、慶応四年六月の「追作法」、明治五年正月の外村応信執筆の「厳改正」、明治十三年五月の外村与左衛門代正二署名による「追捷目」、明治十六年六月の外村市郎兵衛と外村与左衛門代正二署名による「改正作法記」、明治初年と推定される「改正規則書」、同時期の「足利店定書」、同時期の「三店締約書」、明治元年十一月の「作法記」、明治初年の「規則書」、同時期の「規則書」などがそれである。これらの冊子はいずれも第十代の応信の制定になるもので、こ

に紹介する『作法記書抄』以降の店則ともいうべきものである。すなわち、『老舗と家訓』掲載のものは、安政三年制定店則の改正、追加として定められたものと考えられる。

ここに紹介する『作法記書抄』は「抄」とあるように、同じく安政三年制定の『作法記書』二冊（横帳）をコンパクトにしたもので、要領よくまとめた冊子であり、とりあえず「抄」の方を紹介することにし、『作法記書』は近く活字化することにした。この作業は外村与左衛門家の出自した現在の滋賀県神崎郡五個荘町の町史編纂事業の一環で、一九八七・八年の両年に「外与家文書」として約七千五百点にのぼる文書整理作業の過程で目録に収録されたものである。『作法記書』ないし『作法記書抄』の評価については、『五個荘町史』に譲るとして、文書紹介をここで行いたい。この紹介にあたって文書所蔵者の外与株式会社社長外村正弘氏および外与株式会社、滋賀県神崎郡五個荘町の町史編纂室に対し、深甚の謝意を表したい。

(表紙)

「安政三辰年

作法記書抄」

定書抄

一 店方へ仕分置候元手金、支配人・別宅・老分等にて堅
相守可申候事、余人決而差配不相候事、

一 他借之儀堅いたし間敷、若元手金入用節者、本家を操
出シ可申事、

一 年々勘定相改、損益共本家へ差出シ可申事、
都而元手金を無利足にて勘定可致事、

○ 一名前呼方之次第、主人方も老分ハ殿附ニ可致事、家

内ハ添支配迄殿附ケ、子達も同様なり、老分・
支配人迄ハ相互ニ様附、老分・支配人ハ下ヲ例頭迄

ハ殿附、若頭ハ下ハ呼捨、台所向男ハ都而呼流
し、継支配
添支配若頭迄殿附ケ、若衆ハ呼流し、例頭ハ

下を呼ニハ若衆迄ハ殿附ケ、仕着施下ハ呼流シ、下よ

りハ若頭以上ハ惣而様附ケ、若衆・仕着施・子者迄相
互ニ殿附ケ、台所男ハ都而殿附、男ハ若頭以上
様附ケ、若衆ハ下ハ子共ニ至迄相互ニ殿附ケ、本家男
女中共右同様之事、

一 子者店へ出候節、年之多少ニ不寄、十式歳定、尤も少
年ハ参候者、別而不容易世話ニ相成、又年上之者後ハ
参り、早く間ニ合候故、先ニ参り居候少年之者ハ上之
役ニ相成候事有之、此儀決而論ずへからず、少年より
はやく参候ものハ、何も間ニ合不申内より早く世話ニ
相成候故、別而重恩を思ひ、遠慮有へき事常ニ相心
得、(成)盛長次第格別之忠勤可致事、

十式歳ハ十五歳迄平之子供

十六歳 角 入

十七歳 元 服

十八歳 若 衆

是より都而手賄ひ、尤諸事定之通り

廿一歳ハ 若頭

廿三歳ハ 例頭

廿五歳 添支配

是ハ重役取扱

廿六歳 継支配、本支配同様ニ重ク取扱

廿八歳 本支配

三十一歳 平別宅

平別宅ハ五年目 別宅頭

別宅頭ハ五年目 別宅支配頭

別宅支配頭ハ五年目 老分

右何れ茂年限至リ相定候故、本支配ニ而茂其廻リニ而

老人もなき事有（之カ）□、又幾人も出来候事もあり、其節ハ

月代り又ハ半季替り、当番相廻、当番之者諸事引受相

弁可申事、

但、本支配無之時ハ、継支配ニ而兼勤可致、

仕着施之定

子供
初年

帷子 越前白嶋下物

単物 河内嶋下物

綿入 右同断

裏地 花色下物

繻絆 腹当 老ッ宛

足袋取五足

但、夏繻絆無用

右嶋から定置可申事

式年目 右同断

三年目 初年ハ少シ宛上物

四年目 十五歳ニ成、是より下帯可出候事、

五年目 十六歳角入

帷子 越前嶋中物

単物 河内嶋同断

綿入 機留類

繻絆 老枚

右定置候得共、子共之内仕着施ハ末ニ而間ニ合不申候、

年々せんだく致し、有合ニ仕末致し可申事、

此差配平別宅・支配人

六年目 十七歳 元服二月・八月

帷子 近江浅黄嶋中物

単物 機留嶋同断

綿入 同断

夏羽織糸吉絹小紋染上ケラヤ位

帯ふくら

以上、仕着施

衣替五月節句の九月節句迄、帷子単物

別宅・支配人例望ニ而相渡、

右十六歳角入、十七歳元服、此式年之内、筆道之師ヲ

頼、透間ニ修行為致候、礼ハ店を遣し候、尤出習ハ不

相成候、

下々子供世話可致事、

但シ子供惣締方ハ例頭之役なり、

九月節句の霜月廿五日迄、判取相済候後、夜九ツ時迄

ハ算盤教へ可致、若衆頭役也、骨折おしへ可申事、

十八歳より給金定、是より手賄也、

衣服之定

十八歳 不断 河内嶋・機留嶋

十九歳 上 結城広機之るい

式拾歳

給羽織

結城又ハ真岡無地ニても色勝手次第

帯 唐糸小絹之類

廿一歳 不断 広機、結城迄

帯 小くら 唐糸迄

上 青梅嶋類

帯 博多無地類

夏羽おり 絹小紋

例頭を添支配迄 夏羽織ばたせんじ迄、

添支配迄 羽おり帯ツ紋免ス、

継支配の 帷子越後嶋、夏羽おり、紹紗ニても不苦、

門番之節

但し小もん定紋三ツ、冬羽おりハ袖嶋紋

若衆頭古文字付、例頭の上ハ店之印付、但し平常ハ伴

付、黒無地ハ不成、

かさ也、

是より礼服ハ絹通裏ニて不苦、

添支配の店之印付、常ニ而も、

本支配ニても大鉢右ニ准シ、

乍去買物等ニ出候節者、何れ茂番傘なり、

本支配・別宅 袷羽織ハ龍門羽二重之外唐襪ニても不

成、

下駄之定

別宅ニても 夏袴ハ川越限、冬ハ唐襪限 絹袴ハ不相

子供之内、桐之角形、はな緒ハ竹の皮、

成、

元服の若衆頭迄 桐之丸形 黒之 老筋緒、

例頭を添支配迄 桐の丸形、すひつ花緒、

日笠之定

添支配のハ勝手也、

子供竹之皮笠下駄

元服の若頭迄

竹之皮笠

上物

雪踏之定

例頭を別宅迄 菅ノ一文字か、ふじ組笠か、

子供之内、竹の皮緒、

老分ハ

日傘ニ而も不苦、

元服の若衆頭迄、黒一筋緒、

例頭を 勝手次第、但し老分迄 二重 雪駄不相成、

雨傘之定

一代呂物目利執行月々兩度日を定無怠可致事、

継支配・添支配 取合拾品請、前々算へ置事、

下々子供若衆頭迄不残直入可致事、

但し褒美当り直

壹番 壹匁五分

貳番 壹匁

三番 五分

又不目利過料

三番 五分

貳番 壹匁

壹番 壹匁五分

右目利宜敷者ハ、仕着施之内ニ而も買場へ引上ケ候事、

いつも不目利計いたし居候者ハ、売買ニ不抱、職方掛り

何れ外役ニ可致事、

親里帰り

拾七歳

元服

顔見せ親里行、金三分、主人ハ親へ被下事、

貳拾壹歳 若頭

役付初登り、金貳兩貳分、主人ハ親へ下る事、

貳拾五歳 添支配

中登り、金三兩三分、主人ハ親ニ被下事、

貳拾八歳 本支配

仕舞登り、金五兩也、主人ハ親へ被下事、

親里帰之節、贈別土産一切不相成之事、

右親里行之節、店ハ男老人付添本家迄送ル、又本家ハ親

里迄^(送ル)道中之外、逗留十日限、其所之者ハ逗留五

日限、其前ニ本家へ参り主人へ御礼可申上事、

道中入用店ハ

京上下 金貳分遣

大坂内 金壹兩遣

メ

帰国之節、主人江土産銀壹兩差上可申、初登ル三度共大

谷様へ式百文志上納、基へ參詣可申事、

右親里行相定^(置候力)得共、支配人へ願出候ハ、年々一度

宛親里行免し候ても不苦^(候、尤道中)入用手賄也、

親里逗留二日限、直ニ店へ帰り可申候、尚又親病氣之

節ハ格別之事、

一遠近共出先入用一切旅方帳へ相記可申候事、

一紋附^(祝儀)節主人^(祝儀)

例頭袴料 式百疋

添支配羽織料 三百疋

繼支配上下料 老兩式^(分)

本支配脇差料 三兩

歳々八月役替祝儀

子供 初年・二年目 銀式匁宛

三年目・四年目 銀壹兩

角入 七匁五分

元服初年 銀貳兩

給金^(丸)三年目 金百疋

若頭中 同 式百疋

例頭中 同 三百疋

添支配 同 老一兩

繼支配 同 老兩壹分

本支配 同 貳兩也

□より順々有者也、

無病褒美

一ヶ月無病銀 □

半季無病

快晴褒美銀廿二^(後五分) □

但し三日用捨、

其余不勤ハ褒美なし、

役替之事

一毎年正月末を取調、二月中ニ申渡候事、又七月中ニ取

調、八月中ニ申渡し候事、

子供若衆 若頭を取調書上ル

若頭ハ 例頭を調書上ル

例頭ハ 添支配を

夫々平別宅・老分迄順々上役を書上ル、

右者年限役付之次第書上ル事、

食事之定

先祖并ニ重たる祥月

夕飯 菓子わん・にしめ

正月 三ヶ日餅雑煮・七日なつな雑煮・十五日小豆

雑煮

餅残り候へハ、十六日ニ不残仕舞可申候事、

酒ハ三種・にしめ・棒たら

吸物 蛤又ハ鱈

昼食ニ而も夕食ニ而も焼物・鱈

平日食事

朝夕 老年を香之物計、折々ハ時節ノ品、当座漬、

昼 味噌汁、茶盛切、

但し、味噌汁ハ一日も闕へからず、七月土用中性宜敷

魚を入進し候様可致、魚ハ鱈か鯉のるい、

例頭をハ朝夕煮豆盛切、

右箸之定

子供之内 紀州椀無地

元服を若衆頭迄ハ輪嶋中亦外黒わん

例頭 同店印附

添支配・継支配 椀右同断、飯台之上折敷せん

本支配・別宅 右同断、椀身分紋付、

主人 茶碗、足付膳

主人出勤之節、別間ニ而食事之事、後見同断、老分代

勤之節ハ飯台之上座ニ而盆、茶碗、折敷膳、

一 出入方之者、無謂食事無用之事、無拋節ハ賄方へ相答、食事可致事、

○ 別宅 泊り番 毎夜

一 一食事ハ常々淡薄シヅガなるもの好べし、養生之筋也、時節之品を相考、日用香菜たり共、新しき品撰ミ風味能としらへ食事可致、第一飯米味噌吟味いたすべき事、

此旨台処賄方へ能々申渡置候事、

一 毎月朔日 子供ニ至迄昼焼物代八分迄、

二日 赤小豆飯

三日 あらめ煮染

月頭ニ壹度もとろ汁

○ 別宅 泊り番 毎夜

酒肴 豆腐か、焼鯖か、生ぶしか

但し色限り

例頭迄相伴可致事、

主人出勤之節ハ好ミさかな壹品相増可申事、

酒日 五日目

判取前台処飯台ニ而肴鮮か干鱈之類一色限り、

別宅始何れもさかなハ盛切也、但し、給金限り、酒不吞者ニ而もかわりニ飯杯とハ決而不相成候、

一 毎月十日屋、惣焼物 代八分

此両日店暮限仕舞、店ニ而酒出ス、内ニ而銘々勝手遊

ひ碁将棋、

但し肴 式品外ニ味噌吸ものメ三品限、右ハ子供ニ

至迄、

但し老人前五分当位、十月廿日ハ壹匁当位、

一 寒中ハ判取相濟候処ニ而、水糴すい又かき糴水、餅茶

かゆ等尤もり切、

但し店中也、

一 例年十月廿日冬中毎朝かゆ

一 例年十月朔日火鉢出ス、春ハ三月節句限たはこぼん

出し可申事、

一神夏先格之通

昼飯 菓子わん 代八分

八ツ時^る 酒 豆ふ 素麵 かやくめし

初年之子供丈下男付添見物ニ遣ス事、

六月晦日昼焼物八分位、初年之子供丈下男付添見物ニ

遣ス事、

一五節句若衆始小共ニ至迄他出不相成、礼廻りハ其掛り

忝人參るべき事、

朝 菓子椀、味噌汁

昼 焼物八分位

夕 したし物

添支配迄ハ膳店へ可出事、

酒肴 三色限り

但し、忝人前五分当位

○

一酒好者時刻ニ不限支配人へ願出、切手をもらひ、台処

賄方へ持參致候ハ、定之通計り切ニて酒出し候事、

但し、肴ハ豆ふ一切ニ限ル、

一御得意客来之節

上之部 膳附

焼物、菓子わんニ而も 代忝分位

猪口、したし位 汁有合

酒

鉢組ニ而も靦蓋ニ而も三色取肴 忝人前サヤ、

煮附肴 ラヤ^るサヤ迄、

大平 サヤ

吸もの カヤ

水もの

右都合五色限り、

無差別

中下之部 膳附

焼物

くわしわんニ而も

代七八分位

猪口

汁有合

したし

酒

豆ふか

老人前
カヤ

麵類ニ而も

鉢肴

サヤ

碗ふたニ而も

大平

サヤ

ハ 三品限り

一例、頭以上之者、店内出席之節

酒

豆腐か

老人前

麵類か

カヤ

老品限り

一、常体店方へ買物ニ参候、客人ニ而も大躰食事之時分ニハ掛り之者、台処へ案内致、店内同様ニ飯台之上折敷ニ而差上可申候、箸御茶碗其内焼物丈附ルも有、店内同様ニ而宜敷も有べし、

買先之分

近国地廻

預ケ飯台之上折敷膳三度共

店同様常之通、但し茶碗

酒好之御仁ハ飯台上ニ而さかな豆ふ計、

店之者附合無用、

遠国買先

逗留中右同断、

出立之節、奥ニ而酒出事、さかなハ得意先上之部ニ而

取計可申之事、

附たり

若料理や向芝居杯へ案内いたし候ハ、其者之手賄なり、勿論勝手ニ出る事不相成、重役へ相答へ日記帳へ為相印判取、前刻迄ニ帰店可申事、万一難黙止候義も有之候ハ、支配老分へ能々相談いたし、差図ニ可任事、入用店持也、

右かまい不申之間、逗留□何ケ日ニ而も無御置為致可申事、

一 国元ろ参詣見物等ニ罷出候節ハ、本家分家を始め親類手続たり共、女中分ハ決而止宿為致間敷候、外へ差宿可致候、男たり共店に用向無之御仁ハ差宿いたし、店へ止宿為致間敷事、

一 買物代金其日限相渡可申候事、毛頭直引不致買取可申候、若直打不働之儀有之候ハ、一切買取申間敷候事、但し、買先之内欠行有之候分ハ、巨細ニ目利致シ、

嚴重ニ直切取ニ可致、是等ハ言直取之品を見競へ

二可致事、

一 買方ハ代呂物吟味致シ候事、第一之心得也、直入下役之者、又ハ重役之者能々直入致置、本役細吟之上買口相極可申候、買方ハ商内之大駭なれハ極て嚴重ニ可致事、

一 売物一切現金限可申事、決而相合聊猶予之取引致間敷候、直段之儀時之相場ニ随ひ、格別ニ相働直入下直ニ相定、毛頭直引致間敷候、万一心得違致候ハ、其者急度落度可為事、

一出商内致間敷事

一 尾州方并ニ㊦大坂下之儀、右ハ在来仕来之振合、無抛次第二而今度現金ニ難定、依而限月ハ前ニ相定之通

決而見越し売致間敷候、出商内茂追而差止め可申候、

候事、

已後其心得候而得意を招商内致へし、冬分ハ売物相休可申候、春越之商内一切致間敷候事、

一金方役場別宅老分

但し、冬分売物相休候節ニ、早春売当之品仕入いた

店若衆彦人

し、其外万事春之手廻し可致事、

右ハ店買掛り計金銀出入手形

一売買共前金致し、前金受取候儀、兩用共堅相成不申候

一奥金方役場別宅彦人
店若衆彦人

事、

右ハ本家入用

一帳場 別宅之内算筆達者成者相廻し可申事、

別宅入用

又ハ別宅前ニ而も売買ニ執心薄(金カ)者算筆達者成

店若衆入用

者相廻ル、

店小弘等也、

右者諸方ル註文物物一切都而此処へ申可參、夫ル掛り役場へ差図一切帳場掛り之事、役場帳場之取遣、代呂物持寄ハ請取之役也、用事有時ハ請取場之者呼寄遣ヒ候

一請取場 此役ハ目利算筆誂もの廻ル諸受取役場ノへ

持歩キ、又役場ノ用向弁シ飛脚出入等也、

事、

一御役所掛り平別宅之者

下之物仕切等悉ク帳場掛り也、下之残品ハ役場預り

但し、諸店へ御用金等被仰出候節ハ本家別積金ノ操

出し店勤定ニハ抱り不申事、

一主人店江出勤之老分、役場ニ対し諸向相談日記帳披見可致事、用向相済候ハ、居間江引取可申事、

逗留

二月 京店半月
毎年 大坂半月
八月

尾州へも春秋之内老度下向可致事、

但し、逗留中店代呂物評判を相考、若不

働之評判有之候ハ、帰国之上其掛りを

呼寄、急度可申附事、若主人代り老分出

向之節ハ名代料、

一春秋両度本家より別宅之内店々江差向、諸品直入方相改不働之儀無之歟、急度吟味可致事、

但し、店逗留五日程

店方も其土地之別宅之内本家へ参、主人之行定諸事相替之儀無之歟氣を付、若振合相替之事有之候ハ、帰店之上一統評儀（議）いたし、不宜敷儀ハ急度店中連名ニ而可申越事、但し、本家逗留五日程、

一主人別宅老分万事評定、諸方同店より品替り変事、急状参候節ハ、別宅泊り番より夫々呼二遣し評儀（議）いたし、安否之来状達候迄詰切也、

国

京

大坂

何れ茂評定之間別二定メ有、常々不用とも不時之用意なれハ日々掃除致置事、

平常之評儀（議）ハ主人老分之出勤役場也、

一土蔵江火を持入候事堅無用、行燈丁ちんも決而不相成候事、

一蔵番 若衆之内一六替掃除、又ハ一日替ニ而も札順々

相渡し候事、

第一蔵内代呂もの叮嚀ニ取扱、出火之節、混雑不致様ニ能々見廻、相片付候様掃除、一日怠候ハ、跡五

日引続為致可申事、

右掃除不始末之儀有之候ハ、次番請取申間敷事、

一帳場ニ不抱臨時用向主人老分之前ニ日記帳あり、悉相

記置候事、右日記帳主人出勤無之時ハ、出勤之老分見て、右日記帳并ニ諸物等筆記方老人居処玄関也、此者

中年ニ而も筆道達者なる者召抱可申事、

一平別宅之者日記帳取調、諸方文通臨時一切評儀之上取

計可申事、

一例頭ハ常羽織ニ而も不苦候、

売買ニにぶき者請取場等候て役付例頭限り、

年限来候ハ、品ニ寄與金方帳場等ニ操シ支配為持

候事も有也、

尤是等ハ支配ニ而も不勝也、

一名前人ハ別宅之内、

但し丁勤一切

又主人も出勤之節ハ丁内へ礼ニ廻り可申事、

町内ニ而も能存じ居候故なり、

一役場朝ハ暮迄障子一切不相成事、

一日之代呂物出入改手落なく記帳可致事、

一出火之節ハ役割を心得、都而別宅之者差図可いたす事、

出入方 卷番掛ニ参候者格別、式番三番夫々褒美可

致、

店先之見舞請 店中老老人、同若衆老人

此役者番先ニ早く出店候事、其内ニ懺成人来ハ頼置
事、

一火之廻り此役給金ヲ継支配迄式人宛組合、一日替り役
札廻し候事、

一近火万一類焼之節ハ、先規定之通取計可申事、第一子

供を先へ逃し可申、其場所常々心得置書附張置候事、

役場く之者土蔵ニ扣へ居、メ切候節水を入戸をメ

目ぬり大切之事、

一取行先葬礼之節ハ、其掛く役場若衆可遣ス候事、

但し、子供附添可申事、

右夜廻り之者子供若衆ニ至迄、ふとんふみのき居候ハ
、見廻り着せ可申、朝戸明前別而改廻り能々着せ候
後、戸を明可申事、

○

一風呂寒中暑中ハ毎日なり、其外隔日ニ可致、昼九ツ時

ハ相始日暮限り、

但し、風呂場ニ定書張置、入らぬ者有之とも暮限り

落し仕舞事、暑寒共炭火也、

右ハ台処男役なり

一表口鍵番例頭以上之役也、一夜替り鍵番ハ朝早く起候
事、

一落し箱毎月寄合日老分支配頭篤と取調候上、主人より

申渡し書附、在店之老分へ差向可申事、其内老分支配

頭之内ニ書之日記有之候ハ、主人手元へのけ置、同

役同席へ御見せ御相談、

箱開主人計也、

右箱へ若衆迄書入ル、例頭ハ封し書上ル日記ス、

店中上下共善悪銘々思惑、存寄又ハ不勤等ヲ書付可申

事、反古一枚封紙添て配り置也、

一夜分五ツ半時^{書番之}拍子木打ハ、帳場かた付拍子木^{式番之}相図ニ判

取可致、

添支配ル別宅泊り番迄廻ル、

但し、月分改判押ス、

他行判有、病氣ハ丸判、四日目ハ黒星、

帳場片付候節、役場くゝ火鉢不残台処江持出し、男
網杓子ニすくい取り悉ク消ス、尤其日之用向相止かた
く仕舞兼候、役場者一旦帳場相かた付、判取後ニ又出
し用向手落なく弁し可申事、

一朝ハ台処ニ炭起る所有、其処へ炭を入飯之下焚落しを

入ハ炭をきる也、役場くゝ之子供夫々火鉢ニ入持行
也、

一取引先名前不残相記、本家へ差出置可申候、夫ニ音信
物参候節ハ不残本家納メ、若名前帳ニ無之分ハ進物請
候事致間敷、自然取引相定候ハ、早速本家へ相達し可
申候、

名前帳ニ有之分、例之通参り不申分ハ本家ハ^促催足可
有事、

一子供休日ニ而も平常ニても打寄候節、年順之格を乱し
申間敷、

初年・貳年 一集、三年目計・四年目計、角入五年
目 是ル子供格上ル、

右月々両度も下之子供へ角入之者ハ先格等申聞せる、
自然申聞せ方不宜敷無理なる事を申候ハ、四年目之
子供聞居候て、元服之者へ届ル、又ハ角入之者不行届

之事有ハ、四年目ル申聞さる、夫を不用者ハ元服ル申付、役ニ立ぬ者ハ角入之役取上、四年目ニ引落し候事、

一体日出番之事、

年ニ六度も小供ル仕着施之間ハ、老人前雜用三分外切手おてん料理やへ引合置、

右切手引替なり、外ニくいのひ小遣ひ、元服ハ式百文

宛小遣ひ、右男付添、右同断、

正月ヤブ入 三月開帳

五月小芝居 六月涼ミハ
昼時カ
夜四ツ迄

七月ヤブ入 九月小芝居・葺山

右何れも朝ル暮限遅刻致さハ、翌日出番差留、

小供ル十八歳迄 仕着施之分

入用店持

元服いたし候ても仕着施之内ハ、小共同様尤改名致可

申事、

一若衆ル上ハ休日出番之節、茶屋雜用ハ四匁之定、外入用ハ別何れも弘方ハ若衆頭節季前ニ茶ヤへ取調ニ参り内金渡し置、

但し、法外之儀無之歟能々吟味致候事、

右出番之節、玄関ニ而日記帳為相記、其場より出行候事、

但し、日記役出番之風俗氣を付可申事、

一客来之節見物御案内等難黙止節ハ、別宅者店ハ支配人限操合致し、御案内可申上事、掛りく之客人ニ而も支配ル下ハ決而案内致間敷、客人より如何様ニ被進候共、家法を以堅相断可申事、

一衣類ぬき捨置候ハ、取上置、七日之内ニ断参候ハ、用捨可致、七日過候ハ、地獄機へ入候事、

鍵番例頭役也、

但し、正月十六日・七月十六日此箱開也、

其節ぬし有者取ニ出候事、此日過候ハ、小者不自由者へ着せ可申事、

一夜四ツ時表メ切候事、

但し、暮合る例頭上之者一兩人他出帳扣へ式番拍子

木迄出口ニ詰切可申事、

一店人別之内死去いたし候ハ、都而宿坊(密)の蜜葬之事、

右葬式次第入用等子細ニ過去帳へ印置可申事、

一店之者死去之節者、店之過去帳へ相記、年忌々々手次

寺ニテ御経統テ貫ひ志上ル事、

但し、差支無之節ハ内ニ而相務候得ハ、別而仏縁ニ

可相成事、

一病人部屋定置可申事、

病氣輕き内ニ早養生可致事、毎月疔度も灸治可致、灸すへ店へ參ル事、

但し、藥札灸治料共店持之事、

附り、医師按服夫々氣を付、菓子料等相談之上可致

二可致事、

一道具類一切帳面ニ相記、台処男頭預り、帳面ハ玄關日

記場預之事

但し、台処上り之別宅ハ、日記場之差配なり、

一積年六朱定、尤出入とも利足差引可致事、

一家破損見廻り役ハ平別宅中破損少之内ニ能々氣を付、

相談之上造作可致事、

并ニ、別宅造作等之向ハ、別宅同士相互ニ不相応之

儀無之様、本家へ談合之上可致事、

一金銀并ニ諸代呂もの念入請取渡、諸帳面其場ニ而相記可申候、日々相改、過不足有ハ急度吟味いたし、必等閑ニ致間敷事、

附り、若見憎き金銀受取候ハ、其者之不調法故通
用を除き、決而取扱ひ申間敷事、

一進物之儀暑寒極り之外決而請申間敷、其外持參被致候ハ、能々申入返スへし、進物等之儀理合より作法を乱し候事間々有之、急度相心得可申事、

常例之貰ひ物多少ニ不限うつり紙として式枚ニ限候事、尤先柄ニより其節可致取計事、

一新規取引之儀たとい親類たり共、且ハ身上善悪ニ不抱、本家より差図之外決而取計致間敷事、

一為替金案内無之内、渡方決而不相成候、無引合取組參

候ハ、急度相断可申度、

一取引先都而出入先々聊たり共、金銀内借等堅致間敷、万一心得違致候ハ、当人ハ勿論先方へも以来取引出入相断可申事、

但し、此趣前以出入先々江堅相断置可申事、

一取引先御入来之節、行儀正敷実意を以尽、必不束之儀致間敷事、

礼儀ハ人倫之作法也、禽獸に替るハ礼有バ也、礼を行ふハ六ヶ敷苦敷事ニあらず、其筋目ニ随ヒ、其筋目に随ひ行ふ故に甚心安し、誠ニ穩して正路なる平地を行が如し、故に礼有ハ安し礼なくハ危し、其嗜にて人ハ礼を本として身を納、家をとゝのふ基となすべし、

一為替金取渡共別而念入取扱可致候、前金渡又ハ前金請

取、品ニ寄預り置、跡手形相渡、(總)長合差引ニ抱り候

向、為替方向後決而相断可申候、取渡共其場ニ付速ニ手形引替候、為替之外決而取組申間敷、又双方日限立用為替仕来り之外ハ、自今以後相断可申事、

附、限月相定為替ニ而融通金等之儀も仕来之外、向後決而相断可申事、先々仕来之方ニ而も以後成丈相断可申事、

一金銀請取書認メ方之儀、何品之代金髓ニ受取相認メ可申事、其外差引ニ抱候金銀受取書ハ取引相済之上ハ可為反古と相認メ可申事、

一他家より金銀預り呉候等頼参り候とも堅相断り可申事、無抛次第二候ハ、年限を定、封金ニ致させ、封之俟無利足ニ而預り可申事、

一金銀手形高替通等使番之儀ハ、角入子供仕着施迄之事、

一一己之了簡を以思惑買等決而無用之事、都而売遠き物ハ何品ニ不寄買置致間敷、平日主付早き品相心得、(惣)情々売買可致事、

附、得意先注文有之節、一時ニ調かたき品ハ平日入用無之共、品物相撰常々買入用意可致事、

一都而常々為方を相考、専ら向キ不向キ相撰、決而無尺無巾之品取扱申間敷、格別ニ念入相改、子細ニ吟味可致事

一職方并ニ台処出入たり共、新規之儀ハ一統相談之上ならてハ相極メ申間敷事、

附、惣而家業之外奥向台所向作法等、其外何之出入ニ而も本出入見合、出入一色式人迄ニ限ル事、

一何ニ不寄品変候儀有之ハ、其役場ニ掛りくゝる早速国

本本家へ可申越候、

本家日記帳江相記、主人披見致、品ニ寄色々差配有之事、

附り、本家ニおいても相変候儀有之ハ、早速店々江可申遣事、

店日記帳へ相印、別宅支配評儀（譯）可致事、

一 食事之節別家人より添支配人迄ハ、飯台之上坐ニ而定置、余人ハ箸ニ而身分格等分り候事故、居場上下決而争ひ申間敷、勿論銘々上下差別相心得可申事、

但、男并ニ小者仕着施之内ハ飯台ニ而食事無用、職方台所向出入方夜右同様下ニ而腰をかけ食事可致事、

一年々店方勘定目録十一月中ニ本家へ持下り可申事、

一 別家支配人ニ而も一応取次を以窺なく本家主人上分之居間へ参り申間敷事、

其外等ハ主人の差図無之内ハ奥向へ入事無用なり、

一 諸客献立等之儀、定之通能々相心得取計可致事、

一元服ハ順々に為致可申候、其節改名可致事、

但し、其後用ニ立候者と間ニ合兼候者と役付次第可有之、決而彼是存し申間敷、間ニ合候者も必ほこり

申間敷、何れ茂堅相慎精勤次第時々役替可致事、

一元服之節書附左ニ

一 札之事

一 私儀幼年の御召遣被成下、御陰を以成人仕、此度元服被仰付、重々難有仕合（奉存カ）、向後尚更御家法大切ニ相守入精忠勤可仕候、万一心得遣之儀有之候ハ、兼而御作法之通如何躰ニ被仰付候而も一言之申訳仕間敷候、為其親共加印仕差上置申候、一札仍而如件、

国所郡

年月日

本人

親類

外村与左衛門様

親

本家御主人様

一別家之節書付左二

一札之事

一

私儀

幼少御仁恵を以無御見捨御召仕被成下、今般無滯別宅被仰付、冥加至極重々難有仕合奉存候、然ル上ハ

一染職方ハ在来無抛先貸等可有之、元身薄之先柄ニ候得ハ、必油断致間敷、常々相心得、節季々々ニハ速ニ勘定出入なく可致事、

兼而被為定置候御家法之通堅相守、御本家始御出店向

右染方職方へ先貸利足取申間敷事、

太切ニ存、私子孫ニ至迄御厚恩之程、永ク忘却仕間敷

一京坂之別宅之小共其処之店へ真ニ召仕候事不相成候、

入精忠勤可仕候、万一心得違之節有之候ハ、其節御家法之通如何躰被仰付候共、一言之子細申間敷候、為

初ニ本家へ参り夫々入用店方へ差向可申候事、

其親并ニ親類加判仕差上置候、一札仍而如件、

京坂ニて他ノ子とも召仕申間敷、別宅小供之外、

何国何郡何村

不残国ノ差向可申事

本人

年月日

親

一家風ニ差障不得止事、晦遣し候者再々帰参為致申間敷

事、

一 仲間寄合都而出役会合之場所へ出候者、附合ニ遊里杯へ参候事決而相断可申候、若難黙止附合候ハ、自分賄也、店々一切手当致間敷事、

但、右出役平別宅之内、暮時々小者迎ひニ遣ス事、

一 別宅之内国本ニ不限、出店之場所ニ而別宅致候而も不

苦候、銘々存寄、本家へ願出可申事、

但、名古屋ニ而ハ不相成候、

一 給金之儀ハ本家ニおいて積立可申候、銘々入用之節ハ

店之奥金方江其訳申出、借用可致候、右年々給金差引

ニ可相成事、

○ 一 給金相定之上ハ、衣服着用ハ不申及、都而自分賄之事、

尤身分格式定之通、若家風ニ背候者有之者、急度相改

可申事、

一 御上様之取沙汰善悪共決而評儀致間敷、世間之取沙汰致事も渡世勤方之障りニ相成、無益之評儀堅相止可申事、

附、世間之取沙汰御無用ニ書付、店内所々江帳付置候事、

一 売附置候品ニ而も其処へ不向之品有之、早速ニ相断戻し参り候ハ、彼是不申心能受取遣候、品物引替ニ代金戻し可申事、たとい遠方へ差送り候品日数相掛り候共、直様相断戻し参り候ハ、請取可申候、依之、送り物別而細吟味致、注文之外一切差送申間敷候、都而戻り物有之候節、彼是引合致候ハ、理詰ニ勝計ニ而氣迫を損シ、後々為方ニ不相成候、依之、戻り物者惣而心能請取遣、代金引替ニ戻り可申候事、

一 江戸注文送荷之内、万一直行申参候共、少しも直引致間敷候、仕切ニ而納り不申候ハ、多少不限速ニ◎店へ振替申遣、直引之儀堅承引致間敷事、右振替之品◎へ分引相定引受させ可申候、万一直引請不申節ハ売方支配相願候共、積登せ候共、其節差図可致事、但し、百兩ニ壹兩、

一 台所買物通ひ参候共、老品も不洩様賄方買物帳へ為相記可申事、
一 御法話相願候節ハ、店内人計聴聞可致事、尤正敷御身柄之御借願ひ可申事、

一 自然戻し物有之候共、其時節ニ寄損も有へし、又幸ニ成事も有へし、平均為差事無之者と知るへし、取引先々又夫々江心得候場合ニ深意味合可有事、

毎年

正月廿七日

五月 二日

九月廿二日

三度共御礼金五拾疋、百疋迄、御茶菓子料万一御酒差上候共肴三色限り
相伴老分計、

一 主人店ニ出勤之節ハ丁内日笠すほめ可申候、何程炎天

ニ而も丁内ハ遠慮可致事、
手代向ハ不申及、急度相慎可申事、

十月報恩講 呼人献立先格之通、

一 別宅之者印形ハ主人へ預ケ置可申事、

居宅買得いたし候節、右券状主人へ預ケ、

右御定日相勤可申候事、日暮より夜四ツ時限其外勝手ニ相勤候事、決而致間敷事、

一 平常之御法話聴聞致度志有之者ハ、其心得ニ而用向相勤置、人之気辺ニ障リ不申様、其節支配人重役へ相願、日記帳へ相記させ参詣致へし、御法話相済次第帰店いたし、支配重役へ帰店届けいたし、必我心得願不致、随分遠慮致へし、

但し、霜月御七昼夜中ハ替りく参詣致へし、

一 毎月一度も代参之事、朝より暮限帰店可致、

京 北野

大坂 住吉

右若衆之内、并ニ台処男若手参ル、造用老人前老升、外ニ式百文小遣、何れも店持也、

一 夜具取調ハ賄方差配洗たス、直し等台処者別宅嫁参可致事、

右支配不仕末無之か平別宅之者折々見廻可申事、

一 諸代呂物差直無之分、此方々直付買取之儀ハ堅致間敷事、

附、此儀心得違いたし、我目利願ニ而附買等決而不相成候、万一相用ひ不申者作法ニ相背候事故、急度越度可為事、

一 給金々年ニ兩度出番、尤此日ハ店々老人前金五拾疋を可遣事、

但、芝居又ハ花見等ニ而も勝手次第、夜四ツ時判取前ニ帰店可致、

一 冬中足袋五疋、子供より給金迄ハ遣ス事、尤例年十月廿日ハ相渡し可申事、

此役別宅支配人々、

起番之事

例頭々上

上役者人

若衆者人

子供者人

米壹升
香之物
梅□

メ、三人 但し酒ハ一切無用

但、夕飯残有之候とも、夕飯後ハ片付切、夜分起番

ニ而茂残冷飯御喰事不相成、其御当米をめしニ而も
又ハ雑すい又ハかゆニても食用之事、

一假令支配相持候者ニ而茂心得違之筋有之、役替之節自

分之商内相始メ候ハ、其節店中之子供ニ至迄様附

ニ呼、食事之節も例頭之下タ万事格下ケ取扱可申事、

一夜具仕末方之儀ハ添支配以上ハ、子供に始末為致、例

頭以下ハ自分仕末可致候、